

商工業等支援給付金について

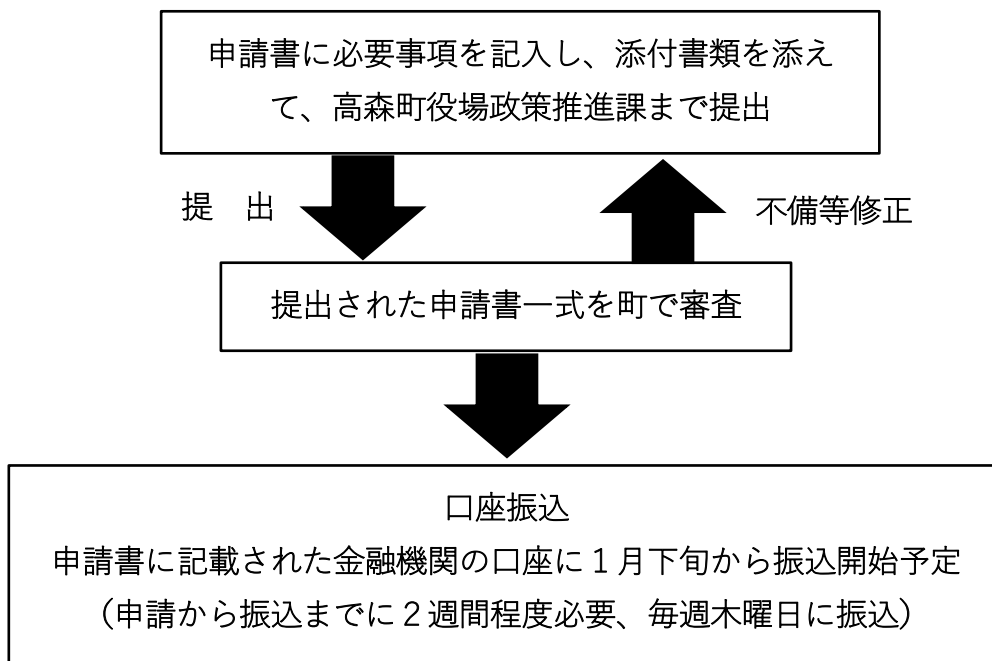
○受給対象事業者：高森町内に本店又は本所を有する商工業等事業者で、令和3年の当該事業による売上が50万円以上あること。

○給付額：1事業者あたり一律100,000円

申請方法と受給までの流れ

○受付期間（申請期限）：令和5年1月5日（木）～令和5年2月28日（火）まで

※ 申請期限までに申請が行われなかった場合、商工業等支援給付金の受給を辞退されたものとみなします。



申請に必要なもの

- 令和3年分確定申告書の写し
- 令和3年分収支内訳書の写し
- 振込口座番号の確認ができるもの

(預金通帳の見開き部分のコピーまたはキャッシュカードのコピー等)

その他留意事項

- 申請書の不備による振込不能等などが原因で、申請書等の必要な修正ができなかったときは、申請を取り下げられたものとみなします。
- 偽りその他不正の手続きにより給付金を受給した者があるときは、既に受給した給付金の返還を求めるものとします。
- 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供することはできません。